



基発第 0604001 号

平成 16 年 6 月 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部
を改正する省令の施行について

労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 16 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成 16 年 7 月 1 日から施行されることとなったので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

今般の改正は、平成 13 年 2 月に報告のあった「眼の障害認定に関する専門検討会」及び平成 16 年 2 月に報告のあった「整形外科の障害認定に関する専門検討会」の検討結果に基づき、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）別表第二「身体障害等級表」（以下「身体障害等級表」という。）及び労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第一「障害等級表」（以下「障害等級表」という。）を改正することとしたものである。

2 改正の内容

身体障害等級表及び障害等級表の各身体障害の欄の一部が、それぞれ次のとおり改正された（改正省令第 1 条及び第 2 条）。

(1) 手指の亡失等の障害

示指を失ったものの等級が 1 級引き下げられ、小指を失ったものの等級が 1 級引き上げられること等により、次の等級又は障害等級について改正された。

ア 第 6 級

1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指を失ったもの（第 6 級の 7）

イ 第 7 級

1 手の母指を含み 3 の手指又は母指以外の 4 の手指を失ったもの（第 7 級の 6）

1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指の用を廃したもの（第 7 級の 7）

ウ 第8級

1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの(第8級の3)

1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの(第8級の4)

エ 第9級

1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの(第9級の8)

1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの(第9級の9)

オ 第10級

第10級の5 削除

1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの(第10級の6)

カ 第11級

1手の示指、中指又は環指を失ったもの(第11級の6)

第11級の7 削除

キ 第12級

1手の小指を失ったもの(第12級の8の2)

1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの(第12級の9)

ク 第13級

1手の小指の用を廃したもの(第13級の4)

第13級の6 削除

第13級の7 削除

ケ 第14級

第14級の5 削除

1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの(第14級の6)

1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの(第14級の7)

(2) 眼の障害

眼の障害に関し、等級又は障害等級に応じ、次に掲げる障害が新たに加えられた。

ア 第10級

正面視で複視を残すもの(第10級の1の2)

イ 第13級

正面視以外で複視を残すもの(第13級の2の2)

(3) 用語

障害等級表及びその備考中「腕関節」が「手関節」に、「奇形」が「変形」に、「仮関節」が「偽関節」に、「薬指」が「環指」に、「末関節」が「遠位指節間関節」に、「指関節」が「指節間関節」に、「第1指関節」が「近位指節間関節」に、「末節」が「末節骨」に改められた。

3 経過措置

改正省令は平成16年7月1日から施行される(改正省令附則第1項)が、これに伴う経

過措置については、次のとおりである。

- (1) 改正省令の施行前に負傷・疾病が治り、身体に障害が存する場合において、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の規定により使用者が行うべき障害補償については、改正省令の施行後に支給されることとなる場合においても、改正前の身体障害等級表による身体障害の等級に応じて行うこととなる（改正省令附則第 2 項）。
- (2) 改正省令の施行前に負傷・疾病が治り、身体に障害が存する場合において、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）の規定により支給すべき障害補償給付及び障害給付については、改正省令の施行後に支給されることとなる場合においても、改正前の障害等級表による身体障害の障害等級に応じて支給することとなる（改正省令附則第 3 項）。
- (3) 改正省令の施行前に労働者が業務上の事由又は通勤により死亡した場合において、労災保険法の規定により支給すべき遺族補償給付及び遺族給付については、改正省令の施行後に支給されることとなる場合においても、改正前の障害等級表による身体障害の障害等級に応じて支給することとなる（改正省令附則第 4 項）。
- (4) 改正省令の施行前に負傷・疾病が治り、身体に障害が存する場合において、労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和 49 年労働省令 30 号。以下「特支金則」という。）の規定による障害特別支給金、障害特別年金及び障害特別一時金については、改正省令の施行後に支給されることとなる場合においても、改正前の障害等級表による身体障害の障害等級に応じて支給することとなる（改正省令附則第 5 項）。
- (5) 改正省令の施行前に負傷・疾病が治り、身体に障害が存する場合において、特支金則の規定により支給する遺族特別年金及び遺族特別一時金については、改正省令の施行後に支給されることとなる場合においても、改正前の障害等級表による身体障害の障害等級に応じて支給することとなる（改正省令附則第 6 項）。

4 その他

今回の改正省令の施行に伴う障害等級の認定基準の改正については、別途通達する。

○ 労働者災害補償保険法施行規則 (昭和三十年労働省令第二十二号) (抄)

改正案

別表第一 障害等級表 (第十四条、第十五条、第十八条の八関係)

障害等級	給付の内容	身体障害
(略)	(略)	(略)
第二級	同二七七七分	一 一の二 (略) 三 両上肢を手関節以上で失ったもの 四 (略)
(略)	(略)	(略)
第五級	同二八四日分	一 一の三 (略) 二 一上肢を手関節以上で失ったもの 三 六 (略)
(略)	(略)	(略)
第六級	同一五六日分	一 一の二 (略) 四 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 五 六 (略) 七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの

現

別表第一 障害等級表 (第十四条、第十五条、第十八条の八関係)

障害等級	給付の内容	身体障害
(略)	(略)	(略)
第二級	同二七七七分	一 一の二 (略) 三 両上肢を腕関節以上で失ったもの 四 (略)
(略)	(略)	(略)
第五級	同二八四日分	一 一の三 (略) 二 一上肢を腕関節以上で失ったもの 三 六 (略)
(略)	(略)	(略)
第六級	同一五六日分	一 一の二 (略) 四 せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 五 六 (略) 七 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失ったもの

行

(傍線の部分は改正部分)

第七級

同一三一日分

第八級

給付基礎日額の五〇
三日分

一〜五 (略)
六 一手の母指を含み三の手
指又は母指以外の四の手指
を失つたもの

七 一手の五の手指又は母指
を含み四の手指の用を廃し
たもの

八 (略)

九 一上肢に偽関節を残し、
著しい運動障害を残すもの

一〇 一下肢に偽関節を残し
、著しい運動障害を残すも
の

一一〜一三 (略)

一・二 (略)

三 一手の母指を含み二の手
指又は母指以外の三の手指
を失つたもの

四 一手の母指を含み三の手
指又は母指以外の四の手指
の用を廃したもの

五〜七 (略)

八 一上肢に偽関節を残すも
の

九 一下肢に偽関節を残すも
の

一〇・一一 (略)

第七級

同一三一日分

第八級

給付基礎日額の五〇
三日分

一〜五 (略)
六 一手の母指及び示指を失
つたもの又は母指若しくは
示指を含み三以上の手指を
失つたもの

七 一手の五の手指又は母指
及び示指を含み四の手指の
用を廃したもの

八 (略)

九 一上肢に仮関節を残し、
著しい運動障害を残すもの

一〇 一下肢に仮関節を残し
、著しい運動障害を残すも
の

一一〜一三 (略)

一・二 (略)

三 一手の母指を含み二の手
指を失つたもの

四 一手の母指及び示指又は
母指若しくは示指を含み三
以上の手指の用を廃したも
の

五〜七 (略)

八 一上肢に仮関節を残すも
の

九 一下肢に仮関節を残すも
の

一〇・一一 (略)

第九級	同三九一日分	<p>一 七の三 (略)</p> <p>八 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの</p> <p>九 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 一〇 一 二 (略)</p>
第一〇級	同三〇二日分	<p>一 (略)</p> <p>一の二 正面視で複視を残すもの</p> <p>二 四 (略)</p> <p>五 削除</p> <p>六 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの</p> <p>七 一〇 (略)</p>
第一級	同二二三日分	<p>一 四 (略)</p> <p>五 せき柱に<u>変形</u>を残すもの</p> <p>六 一手の<u>示指</u>、<u>中指</u>又は<u>環指</u>を失つたもの</p>

第九級	同三九一日分	<p>一 七の三 (略)</p> <p>八 一手の母指を失つたもの、 示指を含み二の手指を失つたもの又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの</p> <p>九 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの 一〇 一 二 (略)</p>
第一〇級	同三〇二日分	<p>一 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>五 一手の示指を失つたもの又は母指及び示指以外の二の手指を失つたもの</p> <p>六 一手の母指の用を廃したもの、 示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>七 一〇 (略)</p>
第一級	同二二三日分	<p>一 四 (略)</p> <p>五 せき柱に<u>奇形</u>を残すもの</p> <p>六 一手の<u>中指</u>又は<u>薬指</u>を失つたもの</p>

	第二級	第一三級
	同一五六日分	同一〇一日分
七 削除 八・九 (略)	一〜四 (略) 五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩 こう骨又は骨盤骨に著しい 変形を残すもの 六・七 (略) 八 長管骨に変形を残すもの 八の二 一手の小指を失つた もの 九 一手の示指、中指又は環 指の用を廃した もの 一〇〜一四 (略)	一・二 (略) 二の二 正面視以外で複視を 残すもの 三・三の二 (略) 四 一手の小指の用を廃した もの 五 (略) 六 削除 七 削除

	第二級	第一三級
	同一五六日分	同一〇一日分
七 一手の示指の用を廃した もの又は母指及び示指以外 の二の手指の用を廃した もの 八・九 (略)	一〜四 (略) 五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩 こう骨又は骨盤骨に著しい 奇形を残すもの 六・七 (略) 八 長管骨に奇形を残すもの 九 一手の中指又は薬指の用 を廃した もの 一〇〜一四 (略)	一・二 (略) 三・三の二 (略) 四 一手の小指を失つたもの 五 (略) 六 一手の示指の指骨の一部 を失つたもの 七 一手の示指の末関節を屈 伸することができなくなつ たもの

	第一四級		同五六日分	八〇一〇 (略)
<p>一〇四 (略)</p> <p>五 削除</p> <p>六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>八〇一〇 (略)</p>	<p>備考</p> <p>一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきよう正視力について測定する。</p> <p>二 手指を失つたものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。</p> <p>三 手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。</p> <p>四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。</p> <p>五 足指の用を廃したものは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。</p>			

	第一四級		同五六日分	八〇一〇 (略)
<p>一〇四 (略)</p> <p>五 一手の小指の用を廃したもの</p> <p>六 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>七 一手の母指及び示指以外の手指の末節節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>八〇一〇 (略)</p>	<p>備考</p> <p>一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきよう正視力について測定する。</p> <p>二 手指を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいう。</p> <p>三 手指の用を廃したものは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは第一指関節(母指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。</p> <p>四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。</p> <p>五 足指の用を廃したものは、第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失つたもの又は中足指節間関節若しくは第一指関節(第一の足指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。</p>			

別表第一 障害等級表 (第十四条、第十五条、第十八条の八関係)

障害等級	給付の内容	身体障害
第一級	当該障害の存する期間一年につき給付基礎日額の三一三日分	一 両眼が失明したもの 二 そしやく及び言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 削除 六 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 七 両上肢の用を全廃したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九 両下肢の用を全廃したもの
	同二七七日分	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
第二級		二の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 三 両上肢を手関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの
第三級	同二四五日分	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 そしやく又は言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手の手指の全部を失つたもの
第四級	同二一三日分	一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力を全く失つたもの 四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 両手の手指の全部の用を廃したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの

<p style="text-align: center;">第五級</p>	<p>同一八四日分</p>	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの</p> <p>一の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>一の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>二 一上肢を手関節以上で失つたもの</p> <p>三 一下肢を足関節以上で失つたもの</p> <p>四 一上肢の用を全廃したもの</p> <p>五 一下肢の用を全廃したもの</p> <p>六 両足の足指の全部を失つたもの</p>
<p style="text-align: center;">第六級</p>	<p>同一五六日分</p>	<p>一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの</p> <p>二 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</p> <p>三の二 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p>
		<p>四 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>六 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの</p>

第七級	同一三一日分	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 二の二 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 三 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四 削除 五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 六 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失つたもの 七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの 八 一足をリスフラン関節以上で失つたもの 九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 一〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 一一 両足の足指の全部の用を廃したもの 一二 女性の外貌に著しい醜状を残すもの 一三 両側のこう丸を失つたもの
第八級	給付基礎日額の五〇三日分	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 せき柱に運動障害を残すもの 三 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失つたもの 四 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの 五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 八 一上肢に偽関節を残すもの 九 一下肢に偽関節を残すもの 一〇 一足の足指の全部を失つたもの 一一 ひ臓又は一側のじん臓を失つたもの

第九級	同三九一日分	<ul style="list-style-type: none"> 一 両眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 三 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六 そしやく及び言語の機能に障害を残すもの 六の二 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 六の三 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの 七 一耳の聴力を全く失つたもの 七の二 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 七の三 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 八 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの
		<ul style="list-style-type: none"> 九 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの 一一 一足の足指の全部の用を廃したもの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの
	同三〇二日分	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの 一の二 正面視で複視を残すもの 二 そしやく又は言語の機能に障害を残すもの 三 十四歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第一〇級		<ul style="list-style-type: none"> 三の二 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの 四 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 五 削除 六 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 八 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの 九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一〇 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの

第一級	同二二三日分	<ul style="list-style-type: none"> 一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 三の二 十歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 三の三 両耳の聴力が一メートル 以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 四 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 五 せき柱に変形を残すもの 六 一手の示指、中指又は環指を失つたもの 七 削除 八 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 九 胸腹部臓器に障害を残すもの
	同一五六日分	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 四 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの
第二級		<ul style="list-style-type: none"> 五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に変形を残すもの 八の二 一手の小指を失つたもの 九 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの
		<ul style="list-style-type: none"> 一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 一二 局部にがん固な神経症状を残すもの 一三 男性の外貌に著しい醜状を残すもの 一四 女性の外貌に醜状を残すもの

第二級	同一〇一日分	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 二の二 正面視以外で複視を残すもの 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 三の二 五齒以上に対し歯科補てつを加えたもの 四 一手の小指の用を廃したもの 五 一手の母指の指骨の一部を失つたもの 六 削除 七 削除 八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの 一〇 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
	同五六日分	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 二 三齒以上に対し歯科補てつを加えたもの 二の二 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの
第一級		<ul style="list-style-type: none"> 三 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 四 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 五 削除 六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 九 局部に神経症状を残すもの 一〇 男性の外貌に醜状を残すもの

一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきよう正視力について測定する。

二 手指を失つたものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。

三 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。